

静岡県告示第857号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年12月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町棚頭字上ノ原1525の2・1529の2・1530の3・1530の8・1531の11から1531の13まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1529の1、1530の1、1531の10、1531の14から1531の17まで、1532の2、1540の2、1540の3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）